

番 号：141247

国 名：フィリピン

担当部署：社会基盤・平和構築部 都市・地域開発グループ 第一チーム

案件名：都市計画策定・管理能力向上プロジェクト詳細計画策定調査（環境社会配慮）

1．担当業務、格付等

- (1) 担当業務：環境社会配慮
- (2) 格 付：4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2．契約予定期間等

- (1) 全体期間： 2 0 1 5 年3月下旬から2 0 1 5 年5月上旬まで
- (2) 業務M/M： 国内 0 . 4 5 M/M、現地 0 . 7 0 M/M、合計 1 . 1 5 M/M
- (3) 業務日数： 準備期間 現地業務期間 整理期間
4日 21日 5日

3．簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：3月4日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも
提出期限時刻必着)

2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4．簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - 業務実施の基本方針 16点
 - 業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - 類似業務の経験 40点
 - 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - 語学力 16点
 - その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	環境社会配慮に係る各種調査
対象国/類似地域	フィリピン/全途上国
語学の種類	英語

5．条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

フィリピン国内の都市化が進んだ地域と成長著しい振興地域では交通渋滞、急激な人口増加による居住環境の悪化、水の供給不足、廃棄物管理等といった課題に直面している。フィリピンの国家開発計画「フィリピン開発計画 2011-2016」ではこれら課題に対処するため、都市インフラへの投資の必要性を強調しており、フィリピン政府はマニラやセブ等の主要都市における各種インフラ整備を計画及び実施してきている。

フィリピンの都市開発は地方自治体が主体となって行うこととなっており、地方自治体を支援する中央政府の役割が2007年3月に発された政令（Circular No.1）にて規定された。同政令によれば、地方自治体の都市開発においては、その上位計画となる州、地域、国家の開発計画と技術的、財政的に整合性が取れていることが必要とされており、その支援を国家経済開発庁（National Economic and Development Authority: NEDA）が担うこととなっている。しかし、現状は各都市と上位の開発計画の間の不整合は解消されず、投資計画の不一致等が生じ、都市でのインフラ整備が円滑に進んでいない。

一方、急激な都市化により交通や防災等の問題が生じつつあるフィリピン第3の都市であるダバオでは、総合土地利用計画が策定され議会の承認を得たが、具体的な都市開発の計画策定はこれからの段階にある。都市問題がさらに深刻化する前に、実現性のある都市開発計画の策定が必要な状況にある。

以上の背景のもと、NEDAは人口約145万人（2010）のダバオの都市インフラ開発計画策定を通じ、実現性のある都市インフラ整備の計画策定能力を強化するための本プロジェクトを要請した。

JICAは先方実施機関であるNEDAと複数回に及び協議を行った結果、本プロジェクトは開発計画調査型技術協力のスキームとすること、ダバオ市の都市開発計画を柱とすること、都市開発計画関係者の能力向上は、基本的にはフィリピン側カウンターパートチームと日本側調査団の共同作業を通じたOJT形式で行うことで問題ないことを確認した。

本詳細計画策定調査は、NEDA、ダバオ市及びフィリピン政府関係機関との協議を通じ、本プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報を収集、分析することを目的とする。また、改めて協力要請の背景・内容、ニーズ等を確認し、協力計画を策定する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、開発計画調査型技術協力の仕組み及び手続き、並びに国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月版）の内容を十分に把握の上、ダバオ市における都市インフラ開発計画の策定のために、必要な資料の収集、分析、各種調査を行う。また、他の業務従事者や調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。さらに、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が行う取りまとめ作業に協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2015年3月下旬）

要請背景・内容の把握、関連既存資料・情報（フィリピン開発計画 2011-2016及び要請書、関連報告書、類似案件報告書等）のレビューを行う。

ダバオ市のフィリピン開発計画等上位計画上での位置付け、及びダバオ市の総合土地利用計画（Comprehensive Land Use Plan）の分析、整理を行う。

国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月版）を確認する。

担当分野に係る

ア）関連法制度、フィリピン政府における実施体制を分析、整理する。

イ）我が国及びフィリピン政府、世銀、ADB、他国の援助機関等のドナーによる協力状況及び成果のレビューを行う。

ウ）調査計画・方針案を検討する。

エ）調査重点項目の整理、調査工程、調査手法を検討し、説明資料（案）（和文・英文）を作成する。

オ）現地調査で収集すべき情報を検討し、フィリピン政府側関係機関に対する質問票（案）

(和文・英文)を作成し、現地調査の前にJICA社会基盤・平和構築部へ提出する。
カ) 調査報告書(案)の目次構成を他分野の調査団とともに検討し、取りまとめる。
キ) 対処方針(案)を作成するとともにR/D(案)、M/M(案)、事業事前評価表の作成に協力する。
調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間(2015年3月下旬~4月中旬)

調査開始時にC/P機関及びJICAフィリピン事務所と、調査方針・内容について協議する。
ダバオ市を管轄するNEDA Region XI Office(第11地域事務所)、ダバオ市、関係省庁等関係機関に対し調査内容・方針について説明し、現地踏査を行う。
担当分野に係る以下の現状把握及び資料・情報の収集、整理、分析を行う。

ア) フィリピン及びダバオ市における戦略的環境アセスメント(SEA)、環境影響評価(EIA)、住民移転に係る組織・法制度等

イ) フィリピン及びダバオ市における環境対策及び住民移転に関する法制度、手続き、管理体制

ウ) 上記ア)及びイ)に係る関連組織等(ダバオ市等)の実施・管理体制及び実績

エ) ダバオ市における環境問題

オ) フィリピン及びダバオ市における社会経済インフラ整備事業の環境社会配慮手続き適用状況(他ドナーの適用も含む)(各種環境手続きの時間、ワークショップ回数・費用分担・出席者、ステークホルダー協議の回数・費用分担・出席者、住民移転手続きにかかる課題の把握等)

カ) ダバオ市の既存の総合土地利用計画のレビュー、過去の都市開発計画のレビュー、活用状況、教訓や課題等

キ) 都市開発計画策定にかかる環境社会配慮の手続きにおける課題

ク) 今後の産業開発に伴って生じる可能性のある環境問題

ケ) 本格調査での現地作業に必要となるローカルコンサルタントの有無、実用性、実勢単価、本格調査における現地再委託実施に係る可能性、現地再委託を実施する際の仕様や調達手法、必要とされる工期等

コ) 社会経済インフラ整備事業の環境社会配慮手続き適用状況(他ドナーの適用も含む)スクリーニングに必要な情報の収集を行う。

カテゴリ分類に基づく予備的なスコーピングを行い、本格調査における環境社会配慮調査のTOR(案)を作成する。

情報公開用の環境社会配慮調査結果(英文)を作成する。

各種協議に参加し、面談記録及びR/D(案)、M/M(案)の修正、作成に協力する。

担当分野に係る現地調査結果をJICAフィリピン事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2015年4月中旬~4月下旬)

担当分野に係る現地で収集した資料、情報を整理、分析し、本格調査への活用について検討を行う。また、新たに必要とされる情報を整理し、入手方法について取りまとめる。

事業事前評価表(案)(和文)の作成に協力する。

担当分野に係る詳細計画調査報告書(案)を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が行う取りまとめ作業に協力する。

帰国報告会、団内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

(1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)

電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めます(見積書に計上してください)。なお、航空運賃については東京-マニラを標準経路とします。

(2) 戦争特約保険料

災害補償経費(戦争特約経費分のみ)の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険(戦争特約)について」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>)を参照願います。

10. 特記事項

(1) 業務日程/執務環境

現地業務日程

現地派遣期間は2015年3月26日～4月15日を予定していますが、変更の可能性もあります。

当機構の調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。

現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括(JICA)

イ) 協力企画(JICA)

ウ) 都市交通/都市計画/防災(コンサルタント)

エ) 上下水道/廃棄物管理(コンサルタント)

オ) 環境社会配慮(コンサルタント)

便宜供与内容

JICAフィリピン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 国内移動

マニラ-ダバオ間のフライト等活動に必要な国内移動の提供

ウ) 宿舍手配

あり

エ) 車両借上げ

あり

オ) 通訳備上

なし

カ) 現地日程のアレンジ

JICAがアレンジします。

キ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

本件に係る資料は以下の通りで、社会基盤・平和構築部 都市・地域開発グループ(Tel: 03-5226-6950)にて配布します。

- ・ 要請書
- ・ ダバオ市の総合土地利用計画抜粋
- ・ ダバオ市ゾーニング条例(1996年)
- ・ 2007年3月の政令(Circular No.1)

- ・ Circular No.1に関する資料（開発計画策定ガイドライン、総合土地利用計画策定のための補助ガイドブック、Guideline on Provincial / Local Planning and Expenditure Management: PLPEM）
- ・ 第11地域開発計画（2014年～2016年）

（ 3 ） その他

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。